

様式第3号（第13条関係）

会議録

会議の名称	令和5年度第2回朝霞市地域密着型サービス運営委員会	
開催日時	令和6年1月29日（月）午後2時45分～午後3時45分	
開催場所	朝霞市民会館ゆめばれす 会議室 梅	
出席者及び欠席者の職・氏名	委員10名（近藤委員、池田委員、橋本委員、大橋委員、幡委員、渡邊委員、清水委員、松本委員、古川委員、福山委員） 事務局7名（佐藤福祉部長、増田長寿はつらつ課長、坂田長寿はつらつ課長補佐、長尾長寿はつらつ課長補佐、泉係長、須田主任、小竹主事）	
議題	（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項・審議事項） （2）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について（報告事項） （3）その他	
会議資料	資料1 市内地域密着型サービス事業所一覧（令和5年12月1日現在） 資料2 地域密着型サービスにおける他市との協議状況（令和5年1月～令和5年12月） 資料3 令和4年度朝霞市地域密着型サービスに係る指導等実施状況 資料4 令和4年度介護保険事業所事故報告統計（年計） 資料5 他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針（案） 資料6 令和6年度以降の公募予定概要の公表について 資料7 指定の条件付加について（案）	
会議録の作成方針	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
会議録の確認方法	委員長の確認により	
傍聴者の数	0人	
その他の必要事項		

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

1 開 会

<傍聴 0名>

2 議 事

（1）地域密着型サービスの現状について（報告事項・審議事項）

【議長】

まず、議題の（1）地域密着型サービスの現状について、事務局より説明をお願いします。

【事務局 小竹】

地域密着型サービスの現状につきましてご説明いたします。

それでは、まず、お手元には資料1をご用意ください。こちらは、朝霞市内の地域密着型サービス事業所につきまして、サービス内容ごとに一覧にしたものです。前回会議以降の休止、廃止等はありませんが、新規開設が1事業所ございます。第3圏域に新しく、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の「そよ風定期巡回朝霞」が、令和5年12月に開設となりました。

また、小規模デイサービスの「リハビリスタジオオアシス」につきましては、令和5年10月に西弁財（第2圏域）から本町（第3圏域）に移転しまして、定員が10名から18名となりました。

なお、現在、小規模デイサービスを開設したいと1件相談を受けてございます。令和6年度から小規模デイサービスの指定拒否を行うことを前回の委員会で審議され、決定されましたので、開設にあたり、必要な審査を長寿はつらつ課にて今年度中に終え、開設された場合につきましては、改めて、ご報告させていただきます。

次に、資料2「地域密着型サービスにおける他市との協議状況令和5年1月～令和5年12月」をご覧ください。

地域密着型サービスは、原則、所在地の市区町村の住民のみが利用できるサービスとなっておりますが、様々な事情により、市区町村の区域を越えて利用を希望する場合、それぞれの市区町村が、サービスの利用について協議を行うこととなっております。

区域を越えてサービスの利用を希望する理由としては、例えば、介護認定の更新等により、要支援から要介護に区分が変わった方が、これまで利用していた市外のデイサービスを引き続き利用希望された場合に、制度上、総合事業のデイサービスから地域密着型デイサービスに移行となるため、協議が必要となる事例や、その市にないサービスを利用するために協議が必要となる事例などがございます。

この協議の状況は、まず、（1）のとおり、令和5年1月から令和5年12月までの間で、本市の住民が市外の地域密着型サービスを利用するため、本市から他市区町村に対しサービス利用の同意を求めたものは、3件あり、いずれも同意をいただいております。

続いて、（2）のとおり、同期間におきまして、当市のサービスについて、他の市区町村より利用の同意を求められたものは、18件あり、いずれも同意しております。

（2）の同じ事業所の協議が多い理由につきましては、「TMG療養デイサービスあい」は、近隣自治体で同様のサービスを提供している事業所がないため、当該事業所の利

用を希望する方が一定数いらっしゃいます。また、「リハビリスタジオオアシス」につきましては、志木市でも同法人が小規模デイサービスを営業しておりましたが、朝霞市に移転し、定員を増やし営業することとなったため、協議が多くなっております。

議題（１）地域密着型サービスの現状につきましての報告事項については、以上でございます。

<委員からの意見・質問等>

【古川委員】

資料１について、第４圏域に地域密着型サービス事業所がない現状については、何か問題や課題がありますか。

【事務局 泉】

第５圏域から第６圏域に編成した際に、第４圏域には事業所がなくなりました。事務局としては、朝霞市は小規模で市街地が続いているような街であるため、圏域によって差はなく、他の圏域の事業所を利用することは問題ないと分析しております。

【渡邊委員】

第４圏域の地域包括支援センターひいらぎの里については、以前は地域包括支援センターあさか中央（現在の第６圏域）と同じ圏域であったため、あさか中央の圏域の事業所を利用することで、第４圏域に地域密着型サービス事業所がなくても問題ないのではないかと思います。

【池田委員】

地域密着型サービスの他市からの受け入れについては、地域密着型サービスは公募がホームページに掲載され、補助金が出たりすることもあると思いますが、他市の利用者からの乗り入れとなるため、朝霞市民への不都合があると思われます。そちらについてはどうお考えでしょうか。

【事務局 泉】

この後の審議事項において、他市の方の利用割合を２割以内にご審議いただきます。他市の方の利用割合を２割以内にご審議することで、朝霞市民の利用枠が確保されて市民の利益になります。ただし、どうしても近隣に同様の施設がない場合は利用を許可する必要性もありますので、そちらも含めて審議させていただきます。

【議長】

引き続き、事務局より議題の（１）資料５他区市町村地域密着型（介護予防）サービス利用指針（案）の説明をお願いします。

【事務局 小竹】

つづきまして、資料５をご覧ください。

本市から他区市町村に対しサービスの同意を求めたもの及び他区市町村から本市に対しサービスの同意を求められたものについては、その利用者ごとに適切に判断し

ているところですが、資料2のとおり他区市町村から同意を求められる場合が多いことから、原則市内事業所を利用するという地域密着型サービスの原則に立ち返り、他区市町村地域密着型サービス利用指針（案）を作成いたしました。

利用指針の構成としましては、まず、「1 地域密着型（介護予防）サービスの基本原則」、次に「2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の利用」、次に「3 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定手続き」、最後に、「4 留意事項」となります。

「1 地域密着型（介護予防）サービスの基本原則」では、区市町村の被保険者は、原則その区市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用することとなる旨を改めて謳っております。

「2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の利用」には、例外的に住所地以外の区市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合に求める基準を記載しております。具体的に申し上げますと、利用を希望する同一サービス種別が利用を希望される被保険者の市内にない場合などが利用する際の基準となります。2の（1）には、朝霞市の被保険者が他区市町村の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合に朝霞市として求める基準を記載しております。また、2の（2）は、他区市町村の被保険者が朝霞市の地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合の基準となります。

「3 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定手続き」では、朝霞市の被保険者が他区市町村の地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用する際には、その事業所を朝霞市が指定する必要がありますので、そちらにつきまして改めて明記いたしました。

「4 留意事項」には、利用希望の申し立てについては利用者ごとに行うこととなること、および住所地特例対象者については申立が不要であることについても改めて明記いたしました。

「1 地域密着型（介護予防）サービスの基本原則」、「3 地域密着型（介護予防）サービス事業所の指定手続き」、「4 留意事項」については、介護保険法等に記載されている内容や手続きのため、報告という形となります。

ご審議いただく「2 地域密着型（介護予防）サービス事業所の利用」の基準につきまして、（1）朝霞市被保険者が他区市町村に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等及び（2）他区市町村の被保険者が朝霞市に所在する地域密着型（介護予防）サービス事業所を利用するために求める基準等については、原則同様とし、他区市町村の被保険者が朝霞市に所在する地域密着型（介護予防）サービスを利用する場合については、朝霞市被保険者の利用枠の確保のため、利用割合を2割と定めることといたしました。これにより、地域密着型（介護予防）サービスについての利用の適正化及び朝霞市民の利用枠の確保を行うことができるかと考えております。

つきましては、当基準について皆様からのご承認を賜りたいと存じます。ご承認の程、よろしくお願ひいたします。

<委員からの意見・質問等>

【池田委員】

利用枠の制限は朝霞市以外の市町村でも行われていますか。

【事務局 長尾】

全国統一で決まっているわけではありませんが、地域密着型サービスはその地域の住民に利用していただくという制度でありますので、その原則を維持するために、一部の自治体で行われることがあります。朝霞市だけ特別に制限を行うわけではありません。

【福山委員】

資料2に記載されている他市との協議は、全体の利用者の何割ですか。

【事務局 泉】

資料2では、事業所ごとに協議数を記載しております。協議が多い事業所として、「TMG療養デイサービスあい」は利用者20名のうち5名が市外の利用者です。「リハビリスタジオオアシス」は事業所を志木市から移転したこともあり、特殊な事例ではありますが、それ以外の事業所については他市の利用者は2割を超えていないと思われま

【古川委員】

2割というのは、サービス種別ごとに2割以内ということでしょうか。事業所ごとに2割を越えていても制限はかからないということでしょうか。

【事務局 泉】

事業所ごとに2割以内の制限をかけるということです。

【大橋委員】

朝霞市の場合、利用枠に余裕がある事業所が同意をしていると捉えましたが、同意を断った場合は協議を申請した方に対してどのような対応をしていくことになるのでしょうか。

【事務局 泉】

難しいところではありますが、例外的に空きがあれば利用を認める場合がある、と規定させていただいて、事情がある方に対しては柔軟に対応していくと想定しています。しかし、原則としてはその方がお住まいの当該市町村で対応いただくことではありますので、申請した方の事情を考慮しながら、柔軟に対応していければと思います。

【福山委員】

柔軟に対応していく、というお話がありましたが、それは基準に記載されるのでしょうか。

【事務局 泉】

「空きがある場合は例外的に利用を認める場合があります」という一文を、資料5の2の(2)に記載させていただいております。

【事務局 長尾】

原則として地域密着型サービスは朝霞市民に利用していただくという制度ですので、ある程度の目安として2割以内の制限を設けております。しかし、事業所の定員に空きがある場合に制限をかけてしまうと企業の経営につながるため、例外的に受

け入れることが可能、として規定しております。

【福山委員】

他の地域に該当するサービスがない場合と説明がありましたが、それも受け入れる基準になりますよね。

【事務局 泉】

「TMG療養デイサービスあい」のような近隣にないサービス事業所は、そういった理由での協議となると思いますが、協議の書類が届くと申請者個別の事情が分かりますので、それを確認し事務局の方で判断していければと思います。

【福山委員】

「TMG療養デイサービスあい」は現在25パーセントですよね。杓子定規に基準で切ってしまうと、5パーセントの方は利用が出来なくなってしまうことになりますよね。また、事業のためには利用枠に空きがない方がいいかもしれませんが、空きがあっても他市の方が利用することで市の財政負担がなくなるわけではないですよ。

【事務局 泉】

事業所としては、空きがない方が経営状態は良くなります。ただし、他市の方が利用を希望した場合、サービス費の給付については他市が負担することになっております。しかし、朝霞市の貴重な介護の人材や施設等を利用してしまおうという点では、その通りだと思います。

【福山委員】

例えば他市から住民票ごと移動してきても、他市が介護保険料を負担するという方と同じ考え方をするというのでしょうか。

【事務局 泉】

委員がおっしゃられたのは「住所地特例」の制度ですが、入所系の施設にはそういったものはありますが、TMG療養デイサービスあいのような通所介護事業所の場合は、住民票が移らないので、市外に住民票のある方が通所して利用するという形となります。

【事務局 増田】

第一の目的として、他市の方で枠が埋まってしまい朝霞市民の方が使いたいときに使えないというような状況にならないように、目安としてこのような形をとらせていただきます。利用枠に空きがあり、朝霞市民の需要がない場合には柔軟に対応していきたいと考えています。

<審議>

【議長】

議題の(1) 資料5「他区市町村地域密着型(介護予防)サービス利用指針(案)」につきましては、事務局の提案内容のとおり了承するという事によろしいでしょうか。

【委員からの異議等】無し

【議長】

続きまして、事務局より議題の（１）資料６ 令和６年度以降の公募予定概要の公表についての説明をお願いします。

【事務局 小竹】

それでは、資料６をご覧ください。

前回の本委員会で決定された看護小規模多機能型居宅介護事業者の公募について、公募予定概要を市のホームページ等に公表したいと考えております。実際に公募を行う際には改めて本委員会にて公募要項等を審議させていただくため、今回の公募予定概要については、スケジュール等について応募予定の事業者にいち早く実施内容を周知し、スムーズに応募していただくことを目的としております。

公表予定の内容といたしましては、第９期朝霞市高齢者福祉計画・介護保険事業計画期間中に看護小規模多機能型居宅介護を１か所整備すること、併せて認知症対応型共同生活介護（グループホーム）、又は地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）をいずれか１か所併設することができること、また、公募のスケジュールとして令和６年度上半期に公募を実施し令和８年３月１日までにサービスを開始すること、整備にあたり地域密着型サービス等整備助成事業費等補助金を活用した支援を予定していることとなります。

審議内容といたしまして、資料６に記載してある公募予定概要について、市のホームページ等に公表してよろしいか皆様からのご承認を賜りたいと存じます。ご承認の程、よろしくお願ひいたします。

<委員からの意見・質問等>

【近藤委員】

公募を行う際に、例えば第４圏域に開設すること等開設エリアで制限をかける予定がありますか。エリアを設けず開設したい事業者を公募するということになるのでしょうか。

【事務局 泉】

ぜひ第４圏域にというところではありますが、それを加点するかどうかなどは後日審議させていただきます。

【事務局 長尾】

看護小規模多機能型居宅介護は、開設されれば市内で初めて整備されるサービス種別になります。地域の限定と言うよりも、ひとまず市内に１か所整備し市民にサービスを提供する体制をつくるということになります。複数の応募があった場合は点数のつけ方を考えていく必要がありますが、まずは、圏域は限らず市内で整備可能な事業者を公募していくという考えになります。

<審議>

【議長】

議題の（１） 資料６「令和６年度以降の公募予定概要の公表について」につつま

しては、事務局の提案内容のとおり了承するというところでよろしいでしょうか。

【委員からの異議等】無し

【議長】

最後に議題の（１）資料７指定の条件付加についての説明をお願いします。

【事務局 小竹】

それでは、資料７の指定の条件付加についてご説明いたします。

介護事業所は、県及び市による指定を受け介護事業所として運営することができ、資料１の地域密着型サービス事業所については、市が指定することとなっております。市が指定する際には、市が必要と認める事項について地域密着型サービス事業所に対して条件を付加することができることとなっております。

資料７「対象サービス種別」に記載してある施設については、前回の本委員会にて令和６年度以降は原則指定を行わないことを審議及び了承いただきましたので、それに併せて、既存の事業所の定員についても、１年間の猶予期間を経て、令和７年度以降は原則変更することができないこととし、定員の変更を検討する際には事前の相談を求めることとしたいと考えております。

したがって、指定の際の条件付加として、定員数を指定決定通知書に記載することで原則定員の変更を行うことを不可とし、定員の変更を検討する際には、事前の相談を求めることとしてよろしいか、皆様からの御承認を賜りたいと存じます。ご承認の程、よろしく願いいたします。

<委員からの意見・質問等>

【池田委員】

猶予期間を定めるということは、今まで定員の変更は何回かあったのでしょうか。

【事務局 泉】

今まではなかったのですが、この度移転する事業所等、定員を増やしたいという相談を事業者から受けています。そもそも定員数の変更の手続きについては法律上で記載されていないので、総量規制に当たるものであれば拒否することは可能ですが、逆に言えば総量規制に当たらないと増加は止められないということになります。

【池田委員】

増加より減少を心配していて、事業所が人材不足の中で定員数に合わせるために無理に事業を行い不都合があった場合などのために、減少は認めていいのではないのでしょうか。

【事務局 泉】

市の方でも介護人材が不足しているという現状は把握しておりますので、減少に関しましては、やむを得ないと判断しております。

【事務局 長尾】

従業者数については、人員配置基準と合っているということが第一になってまいります。

提案させていただいたことにつきましては、例えば新規指定の際に申請された定員数から市全体のサービスの需要や計画等に照らし合わせて確認作業を行うのですが、事業所の定員の変更が届出だけで済んでしまうと市が立てた計画の金額が変わってきてしまうため、市が計画を進めていくために、事業所の定員について把握できるような体制を整えておきたいという提案となります。

<審議>

【議長】

議題の（１） 資料７「指定の条件付加について（案）」につきましては、事務局の提案内容のとおり了承するというところでよろしいでしょうか。

【委員からの異議等】 無し

（２）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について（報告事項）

【議長】

次に、議題（２）地域密着型サービス事業者指導等実施状況について、事務局より説明をお願いします。

【事務局 小竹】

資料３をご用意ください。

地域密着型サービス事業者に対しては、毎年集団指導を開催し、地域密着型サービスの運営全般に係る注意事項等を説明しております。令和４年度は８月２３日に開催し、令和３年度の運営指導の結果や令和３年度および令和４年度の制度改定に伴う事項、具体的には、新設された介護職員等ベースアップ等支援加算について算定要件を確認することや、令和６年３月３１日まで猶予期間が設けられている業務継続計画の策定、感染症対策、虐待防止対策に対し、可能な限り早めに対応すること等を説明いたしました。

また、運営指導につきましては、令和４年度は令和４年６月から令和４年１２月にかけて、地域密着型サービス事業者につきましては地域密着型通所介護が２事業所、地域密着型介護老人福祉施設が１事業所の計３事業所を対象に実施いたしました。内容としましては、運営実態や人員配置について確認を行ったほか、個人情報適切に管理すること、また、業務継続計画、感染症対策、虐待防止対策に関して経過措置期間の令和６年３月３１日までに作成すること等について指導を行いました。参考まで、市内の居宅介護支援事業所についても、令和４年度は５事業所を対象に運営指導を行ったところです。

つづきまして、資料４「令和４年度介護保険事業者事故報告統計（年計）」をご覧ください。

これは、令和４年度中に発生し市へ報告書が提出された事故の件数を、サービス種別・事故種別毎に取りまとめたものでございます。

市では、介護サービス事業者に対し、介護サービス提供中に事故が発生した場合、事故の詳細や再発防止策などの報告を求めています。報告の基準としては、医療機関への受診を要する程度のケガなどが発生した場合です。

地域密着型サービス事業所について事故の発生状況を見ますと、認知症対応型共同生活介護（グループホーム）での事故発生が２３件と、最も多くなっております。

また、地域密着型サービス事業所の事故件数を見ますと、骨折及び緊急搬送が9件ずつで最も多くなっております。

参考までに、都道府県等が指定する広域型の介護サービス事業所を含めた全件を見ますと、サービス種類としては、特定施設入居者生活介護（介護付き有料老人ホーム等）での事故発生が157件、事故の種別としては、誤薬、与薬もれ等が54件と最も多くなっております。

地域密着型サービス事業所に対しては、毎年開催している集団指導において、事故が発生した場合は必ず報告するよう周知しております。また、実地で行う運営指導において、各事業所の事故やヒヤリハットの記録を確認し、事故の内容等について事業所内で共有されているか、再発防止策が検討されているかなどを確認しております。

議題（2）地域密着型サービス事業者指導等実施状況についての説明は以上でございます。

<委員からの意見・質問等>

【古川委員】

資料4は全国のデータで間違いはないですか。

【事務局 長尾】

資料4は朝霞市の被保険者が利用しているサービス種別の事故報告の一覧になりますので、地域密着型サービスの他に埼玉県が指定している事業所や施設についても記載しております。

【古川委員】

特定施設入居者生活介護の事故件数が他のサービス種別と比べて多くなっているのはなぜでしょうか。入居者数の母数が多いからということなのか、事故の割合が高い施設サービスなのか、介護度が重度の方が多いための要素もあると思いますが、理由はありますか。

【事務局 泉】

特定施設入居者生活介護はグループホームに比べて施設の定員数が多く、入居者の自立度の高いため、ある程度自由に行動できるという点が、事故が増えていることに影響していると推測しております。特別養護老人ホームにつきましては、介護度が重度の方が多いためケアは厚いのですが、どうしても事故が発生してしまうと推測しております。

【渡邊委員】

誤薬・与薬もれの件数が多いのはなぜでしょうか。

【事務局 泉】

事業所もある程度管理はしていますが、自立度が高いという点から薬を飲み込みまでの確認までできていないということと推測しております。市としては、飲み込みまで管理するように施設に注意しております。

【古川委員】

ここで審議する議題ではありませんが、特定施設入居者生活介護で死亡事故が4件あることが気になります。

【事務局 長尾】

急病で突発的に症状が表れたり、体調が急変した方が最終的に亡くなられた場合についても、事故として報告されます。資料4には事故の内容が示されておりませんが、今後資料でお示しする際には、説明を加えられるようにしたいと思います。

【福山委員】

死亡事故に関しては、事件は入っていないということですね。

【事務局 泉】

死亡の方5名につきましては、いずれも事件性はなく、死亡後に診療が必要な場合が対象になります。市の基準として受診した場合は報告いただくこととなりますので、施設内で死亡した方についても受診した場合は、報告書を提出いただいています。

【福山委員】

骨折についても同じでしょうか。骨折し受診したという事実のみでは、原因や虐待等の事件の可能性があるかどうかについてはわからないのではないのでしょうか。統計上は事故と虐待の区別をしないということでしょうか。

【事務局 泉】

虐待ということとなりますと、緊急出動など、事故とは別に対応を始めます。事故や虐待の犯人を捜す、特定するとなると捜査能力のある警察ではないと分からないため、市としては、事故としてはその事象を捉えるとして、虐待の場合は施設とよく話しあい、再発防止策を求める、というところで動いております。

【事務局 長尾】

事故件数としては一覧の中に入っています。不適切介護の通報があった際は、市としてできるかぎりの調査を行い、適切な介護を行っていないなどの事案があった場合は、事業所に対し指導を行っております。

【大橋委員】

転倒して骨折などの場合は、一覧のどちらにもカウントされているのでしょうか。

【事務局 泉】

担当の方でどちらか適切な方へ分けておりますので、重複はありません。

(4) その他（報告事項）

【議長】

議題（3）その他について、事務局より説明をお願いします。

【事務局 小竹】

令和6年度に看護小規模多機能型居宅介護の公募を行います。実際に公募を実施する前に、皆様に公募要項等をご審議いただく形となります。また、上半期中には公

募を行うスケジュールを皆様にご承認いただきましたので、令和6年7月頃に本委員会の開催を予定しております。具体的な日時等につきましては、後日お知らせいたしますので、よろしくお願いいたします。

(3) その他については以上でございます。

<委員からの意見・質問等> なし

3 閉 会